

令和5年度

事業報告附属明細書

令和5年度 事業報告附属明細書

令和5年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同施行規則第34条第3項に規定する附属明細書の「事業報告の内容を補足する重要な事項」はありません。